

BIS 規制 10 年

小 島 仁

[はじめに]

BIS 規制(バーゼル合意 Basle Accord ともいう。本稿では以後バーゼル合意の用語を用いる)が行われてから今年で 10 年になる。この 10 年は日本経済にとって未曾有の苦難に満ちた年月であった。1990 年にいわゆるバブル経済の崩壊があった。そして今日に至るもなおバブル後遺症は消えていない。1980 年代まで右肩上がりの上昇をしてきた日本の株価と地価は、1990 年代にはまるで様変わりして沈み込んだ。1980 年代までは驚異的な飛躍を続けてきた日本の銀行の国際的進出も、1990 年代には打って変わって停滞することになった。それどころではない。以前には想像もされなかつたような経営危機が日本の金融機関を襲っている。

このような金融危機の出だしになった事件はというと、人々は指折り数えて年代を溯りながら、1988 年に国際的銀行業の自己資本金比率を協定した BIS (国際決済銀行) のバーゼル合意に行き着くであろう。それは最近経営危機に陥った日本の銀行のどれもが、まずバーゼル合意の 8 パーセントという資本比率を無事に達成できなくなったという形で問題になったせいもある。

それだけではない。バーゼル合意が現れる過程である 1980 年代の後半が、1982 年メキシコ債務危機による国際金融の不安と 1985 年の G 5 プラザ合意によるドル高是正、1987 年の G 7 ルーブル合意による為替安定協調の時期であって、この時期から今日に至る未曾有の円高時代の始まりとして記憶されているからである。

1985 年のプラザ合意当時に 1 ドル 240 円であった円ドル相場は、1987 年のルーブル合意当時には 1 ドル 150 円に昂騰し、その後 1990 年代には短期間ではあったが一度は 1 ドル 80 円程度に至った。これだけ短い年月の間に、通貨の対外価値がこれほど激変して、国民経済がよくこれで成

り立つものだと、今更ながら驚くばかりである。日本の輸出産業が成り立ちうる円ドル相場は、一頃は 180 円程度といわれ、次には 120 円程度といわれながら、都度その適応水準を切り上げてきた。ある国内産業の比較優位などといつても、この比較優位の度合いが、為替水準が変わるとたちまち変化するのである。もちろん日常の国際金融取引が、たとえば貿易取引が、たとえば対外投資が、常に為替水準との関連を重大な要因として行われることになる。一言でいえばこのような円高の経済が、1985 年のプラザ合意以後の経済秩序を律するに至った。

ところで、銀行の資本比率を協定する 1988 年のバーゼル合意が、国内信用供与機構と比較して中央銀行をもたない国際信用供与機構の構造上の問題として、金融に関する学会の重大な話題になったことはこれまでにない。いくら国際的協定であっても銀行という個別経営体についての、それも自己資本比率などというそれ自体極めて技術的な問題は、マクロ的問題ではないと思われていたからかもしれない。

バーゼル合意によって国際的銀行業の自己資本比率を 8 パーセント以上にするということの意味するところは、極めて単純である。それは銀行にある種の財務的態度を強いることになり、そして銀行資産の伸びを強く抑制することになるだろう。

銀行がこの比率の資本を維持するためには、銀行はそれだけ確実に儲け続けなければならず、かつ銀行資産の中に危険な部分をもつことが難しくなるということである。もし危険がすでに発生したのであればその損失に対応する積立金を直ちに用意しなければならず、危険が将来発生する懸念があれば、その懸念に見合う積立金を準備することになるだろう。そしてこのような積立金は概して資本金とは別枠のものでなければならない。(そもそも日本の銀行は、1980 年代まではこれほど明瞭な方針で経営されていなかった。) このようにして 8 パーセントという資本比率を維持し続けるというのは、後に本稿の中でも見る機会があるように、銀行経営にとっては実に困難な技である。

このような銀行の資本比率に関する国際協定が成り立ったのが始めてであったということもあるが、この協定の成立によって財務体質が悪かった銀行は一般に資産圧縮にとりかかる。資産圧縮を通して危険な資産部分を減らし、予定の資本比率を回復しようとする。もちろんこれは

縮小再生産の悪循環に陥る危険がある。他方資本調達の環境さえよければ新規の資本調達によって資本比率を回復し、向上させることもできる。これは拡大再生産の方向である。実際に日本の銀行はこの両方を行った。しかし日本の銀行全体としては明らかに国際的業務縮小の方向に向かったといえるのではないか。そしてこのように日本の銀行の国際業務を縮小させることが、このバーゼル合意にさいしての欧米の銀行業者達の総意であったといえば言い過ぎだろうか。

確かにバーゼル合意それ自体はミクロ的な問題かもしれない。しかし私は、これが単にミクロ的問題とはいえないと考える。理由は次のとおりである。

バーゼル合意は国際的な信用秩序を安定化するために、端的にはメキシコ通貨危機に代表されていたようなエマージェング・マーケットへの貸し倒れによる先進国銀行の経営危機を回避するために、銀行の行う国際的信用供与の分量を、銀行自らの手で抑制させようとするものである。

これを仮に国内の金融秩序と引き比べて考えれば、国内の場合であればまず公的な通貨秩序があり、中央銀行が国内信用についての基本的責任を負っている。民間の銀行信用は公的信用を前提に行動している。ところが国際的な銀行業務の場合には、国内の場合の公的信用に当たる要素が極めて弱い。極言すれば国際的公信用不在の状態の中で私的銀行資本が国際的信用の質量についての責任を負っているということになりますまい。私的機関が公的責任を負わざるをえなくなっているという意味で、これは擬似公信用である。公信用の機能の一部分を擬似的に取りこまさるをえない形で、多国籍銀行が国際信用の中心的な主体になっているのであるから、この問題はまちがいなくマクロ的性質の問題である。

無論問題は単純ではない。変動為替相場制というのは一種の無規律状態でこれを制度というのは比喩に過ぎないが、各国の政府がなんらかのマクロ政策をとって為替に対応しようとしているのもまた事実である。この場合の為替市場はまるっきりの無秩序とは異なる。

世界政府などというものはもちろん存在していないけれども、先進国間の金融協力が存在しており、G 5 や G 7 という先進国クラブの主要な役割の一つは明らかに国際金融協力である。グローバルなものではなく

て、地域的なものではあるが、経済統合内部の金融協力もありうる。たとえばEUの通貨統合への方向を一つの例として挙げることができる。これらは国際公信用というにはあまりにも頼りない性質のものではあるが、一種の公信用ではあるまいか。1980年代後半のプラザ合意やルーブル合意について、私たちはこれを公信用に擬してみているのではないか。

そして実にバーゼル合意は、その成立がほぼ同時期であったというだけではなく、プラザ合意やルーブル合意を補完して国際金融にある種の公的影響をもたらすべく意図された協定であったということができるのではあるまいか。

既にバーゼル合意について書かれている資料は相当の数に上っている。本稿はバーゼル合意の権威ある解説文を書こうとしているわけではないので、そのような目的のためにはむしろ既に書かれている資料の中から選んで利用するようお勧めしたい。

私が本稿で行なうことは、バーゼル合意を国際的公信用を補充する性質のものとみなした場合に、この合意の内容について当然に起こりうる疑問点のいくつかを調べ、それなりの判断を示しておくことである。そこで本稿の読者諸氏は、このような疑問点を立てることへの是非、その疑問点についての私の判断の当否を、ご判断頂きたい。

(本稿の組み立て)

1. はじめに
2. バーゼル合意のあらまし
3. バーゼル合意についての疑問点
4. 判断

[バーゼル合意のあらまし]

BISとは、国際決済銀行のこと。我が国の雑誌・紀要論文でBIS規制と呼んでいるのは、1988年にBISの銀行規制監督委員会(クック委員会)がG10中央銀行総裁会議の承諾を得て刊行したところの、委員会メンバー12カ国(ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、日本、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス、アメ

リカ）の「海外支店をもつ銀行」に、それぞれの国の金融当局の規制を通して、資産に対する自己資本比率 8 パーセント以上を課そうという合意（Accord）のことである。（BIS 本部の所在地バーゼルの名をとってバーゼル合意 Basle Accord ともいう。）この合意の目的は、国際銀行システムの健全性の確保と、国際的な競争条件の統一化のための国際基準の協定にある。英米でこの話題で議論するときには、規制 Regulations の語は滅多に用いない。（注 1）しかしこの論説も我が国この系列のそれの仲間入りをするのだから、本稿のタイトルだけは「BIS 規制」としておく。本稿中では主としてバーゼル合意の語を用いることにする。

この合意の目的は、国際銀行システムの健全性の確保と、国際的な競争条件の統一化のための国際基準の協定にある。（注 2）

BIS による 1988 年の銀行自己資本金比率に関する合意は、そして国際的な営業を行っている銀行（海外拠点すなわち海外支店または海外現地法人をもつ銀行），といえばさしづめ日本の場合は都銀が中心となるが、についてのみ 8 パーセント以上の資本比率を指定した。（注 3）

1988 年の BIS 協約が指定した 8 パーセントの自己資本比率について、この比率を計算する分母である銀行資産についても、そして、分子である銀行自己資本金についても、極めて客観的な基準が設けられている。（注 4）

自己資本比率を計算する式の分母である銀行資産については、資産のリスクの度合いに応じてウェイト付けして集計したもの用いることになっている。（このような資産計算方式に基づく自己資本比率を、リスク・アセット・レシオ、すなわち危険資産比率と呼ぶ。これに対して資産の単純な合計に基づく自己資本比率を、ギャリング・レシオまたはレバレッジド・レシオと呼ぶ。国内的な銀行の場合の 4 パーセント以上という自己資本比率は、ギャリング・レシオによる。）具体的には、現金や自国中央政府向けの債権（たとえば国債）はリスクウェイト 0 パーセント、民間部門向けの債権は 100 パーセントというように、危険度が増すほどその資産の掛け目が高くなる。

自己資本比率を計算する式の分子である銀行自己資本金については、基本的な資本金項目（Tier One. コアとなる資本）と補完的な資本金項目（Tier Two. その他の資本）の二項目に分けて、その内容を規定してい

る。

基本的な資本金項目とは、資本金（普通株、非累積配当型永久優先株）、資本準備金、利益準備金、剰余金（当期利益は社外流失控除後）、連結子会社の少数株主持ち分、であり、この基本的項目の資本金は「コアとなる資本」として、無制限に自己資本への算入が可能である。

補完的な資本金項目とは、有価証券含み益の 45 パーセント相当額、貸し倒れ引当金（債権償却特別勘定を除く）、その他に特に定めるもの（劣後ローン、劣後債）、であり、この補完項目の資本金は基本的項目の資本金額と同額まですか自己資本金に数えないものとされる。だから、含み益などが多い場合でも補完的項目として 4 パーセントが自己資本算入の上限となる。もっとも、基本的項目が 4 パーセントを越えている場合には補完的項目についてもそれに応じてより多く自己資本金に編入されるのはもちろんである。

自己資本金額は、Tier One と Tier Two の合計であるが、その際に Tier One から「控除項目 A」の金額を、Tier Two から「控除項目 B」の金額をそれぞれ引いておく。

その際、「控除項目 A」とは、営業権および連結調整勘定の相当額である。「控除項目 B」とは、非連結金融子会社への出資（総資産からも控除）と、銀行相互間の資本（株式、負債性資本調達手段など）の意図的な持ち合い分である。

BIS 協約は 1988 年に決まったが、5 年間の過渡期間が定められていたので、8 パーセント以上の資本比率が現実に適用されたのは 1993 年からであった。

[バーゼル合意についての疑問]

私はバーゼル合意の当初からある種の疑問を抱いてきた。それは〔はじめに〕で述べたように、私的経営である銀行業が結局ここでは公的責任の一部を背負わされているのではないかという点にあった。

この問題に関連する私の疑問点を列挙すると、次のとおりである。
(1) 銀行の資本金についての規制を金融当局が行う趣意は、今であろう

が昔であろうが、公衆の利益を守るために公的機関が私的経営である銀行の業務に制約を加えることにある。(注 5)問題をかようなものとして公衆的に討論することが我が国ではあったのか。

- (2) 一国の信用量の不当な拡張が問題となる時には、銀行が作る信用量の規制が問題となるのに先立って、まず公的信用量の規制が歴史的には問題になってきた。端的には、すなわち通貨量と国債発行量である。バーゼル合意は結局国際的な信用量の規制に帰着する。一国内で銀行信用に先立って問題にされた公的信用に該当するものは、国際的には何か。このような要素を全く不間に付して銀行信用量のみを規制しようというのは、ずいぶんバランスの悪い論理ではないか。
- (3) 何故 BIS という機関がこれを行うのか。
- (4) 従来銀行の資本金を国際的に規制したことはなかったはずだが、初めての国際的規制に際して、何故資本金と資産の定義が厳密を極めるのか。
- (5) 同様、何故この規則を早急に適用しようとするのか。
- (6) 資本比率 8 パーセントという数字はいったいどこから割り出された数字なのか。
- (7) バーゼル合意はその後いくつかの改定が行われるごとに、それを支える論理が変質しているように思える。バーゼル合意は今後どのような方向へ進むのであろうか。

〔判断〕

1. 問題を公衆的に討論したことがあったのか。

ほとんどなかった。日銀や大蔵省がバーゼル合意の内容を発表した後、どれほど公衆的議論がされたというのだろうか。この問題は国会などでもほとんど議論していなかったのではないか。もっぱら金融当局の担当者が BIS 規制を巡る外交交渉を秘密裏に展開し、その結論だけを、有無をいわさぬ仕方で国内に持ち込んで民間銀行に通達した、というところである。民間銀行の関係者、金融に関するジャーナリストや学者が賑やかに論争に参加したというようなことは、日本ではほとんどなかった。もっともこの問題が見た目では技術的で、公衆的に議論しにくかった

たのは確かである。これを米国の場合の、下院での討論があり、民間銀行が盛んに発言し、金融誌にもいろいろな論評が現れたのと比較すると、日本の場合はかなり静かなものであった。今後はもっと公衆的に議論ができる環境が作られるべきだろう。(注 6)

2. 民間銀行が国際金融にかかわる公的責任の一部を負わされているのではないか。

結果的にそうであるというしかない。それというのも、最近銀行がますます多国籍化してきた事実を指摘しなければならない。国内であれば各国の通貨当局が公的信用を通じて制度的責任を負うであろう。しかし多国籍化した銀行を安全に囲い込めるような国際的公信用は、現状では各国の通貨当局の手に余る。今私たちはニクソン大統領の金ドル交換停止によってブレトンウッズ体制が事実上崩壊した時代に住んでいる。ブレトンウッズ体制下であれば、各國通貨は金またはドルとリンクしており、固定相場制によって為替相場の変動幅はほとんどなかった。その時代はもう失われた。米国は今でも支配的な大国であるけれども、世界全体のありうべき通貨混乱を一手に引き受けうるほどの力はもはやない。現在の変動相場制を制度と考えるのは一種の比喩にすぎない。国際金融の秩序を維持する責任をとれる国は今存在しない。

だから銀行が多国籍銀行として活動を続けようすれば、銀行自らが制度的な負担の一部を背負うしかない。主要国通貨当局が BIS という機関を通して多国籍銀行に自己資本比率を科することによって取り締まる擧に出た理由もそこにある。ただ、ここに一つの不平等が残っている。バーゼル合意自体が「国際的競争条件の平等」を唱えていることと、この不平等は、精神的には矛盾している。現在国際通貨は特別には存在しない。一国通貨ドルが事実上国際通貨の役を果たしている。ドルが国際通貨である国際金融の世界では、米国の銀行と米国以外の銀行の間に為替リスクを巡って格別の不平等が存在する。

3. 何故 BIS という機関がこれを行うのか。

BIS という機関はその元来の役目をとうの昔に終えたはずの国際機関である。これは第 1 次大戦後にドイツからの賠償金取り立ての必要に

際して設けられた国際機関である。(注 7) 第 2 次大戦後にブレトンウッズ体制の成立に際して消滅するのが頃合いであったが、なんとなく生き残ってしまった。1970 年代以来の国際情勢の激変に際して、先進諸国は国連のような世界のあらゆる国々が参加する国際機構を通じての協議を避けて、G 5・G 7・G 10 のような限られた有力先進国だけの協議を通じて事態の解決を計ろうとした。国際金融に関する BIS での議論の高まりも、このような先進国クラブ的国際協議の流れの一部とみなすことができる。

Basle Accord には G 10 の中央銀行の総裁が同意している。

確かに積極的な国際的銀行業に携わりうる国は現在のところこれら G 10 のような先進諸国に限られるかも知れない。しかしそこで決めていることは国際金融に全般的に影響する秩序であり、限られた数の先進国だけがその秩序に直接関わっていることへの「先進国ならざる国々」の不満は、当然のことながら強い。

バーゼル合意に参加した G 10 諸国のような先進国以外からも、このバーゼル合意と同様あるいはより高度の資本比率を達成目標として自国の国際的銀行業が運営されることにより、国際金融の先進国入りを願う国々が多いと、IMF の論文が書いている。ただし実はバーゼル合意による資本比率規制は、それが順調に成り立つためには不可欠の前提があるから、それをクリヤーして「先進国ならざる国々」がバーゼル合意の基準を達成することは決して容易ではないと、戒めている。その「容易ならざる前提」として指摘されている最大のものは、「銀行が資本を順調に調達できる環境の存在」である。そしてこれが容易でない以上、このような BIS 基準への移行のためには、BIS 基準に定められた年数よりも遙かに長い年数(5 年から 10 年)が必要であろうとしている。バーゼル合意による移行期間は 1988 年から 1992 年までの 5 年間であった。だからこのペーパーはその倍の年数を提案しているわけである。(Claudia Dziobek, Olivier Frecaut, and Maria Nietro, *ibid.*)

思えば石油ショックの 1970 年代以来、ブレトンウッズ体制が崩壊して変動相場制という名の無秩序に変わり、国際金融は G 5 あるいは G 7 という先進国間協議で専ら運ぶ体制が当然視されるようになってきた。G 5 や G 7 も、上記の G 10 同様に先進国クラブである。

今後国際金融秩序に先進国以外の国々を参加させようという際には、早晚従来の先進国クラブ的国際協議の姿勢を改める必要があるだろう。その意味で将来は BIS 絶対ということにはなりえないだろう。

4. 史上初めての銀行の資本比率国際規制なのに、何故資本と資産の規定を厳密にするのか。また、何故早急に実施するのか。

国際金融秩序への不安と競争条件不平等の不満が、どちらもそれほど羽詰まっていたと考えるしかあるまい。通貨不安に対しては、主として G 7 での協議という形で対応してきたが、各国の銀行資本への国際的規制によって、私的信用そのものをチェックしようとした。これ自体の運びが 1980 年代のメキシコ債権危機などによる先進国の金融危機に対応した緊急処置なのが明らかだからである。しかし 1990 年代前半にはもはやそれほどの緊急事態ではなくなっていたのではないか。實際には緊急事態ではなくていれば、この協約の遵守の辛さは専ら日本に厳しく感じられることとなった。アメリカの銀行業の体質もそれほど強いものではなかったが、1990 年代に景気が持続していたことにより今のところは事無きを得ている。

もともと 8 パーセントという資本比率は欧米の銀行にとってもきついものであったことは変わりない。(注 8) それでもアメリカの銀行が我慢したのは、この高い比率によって米国の競争相手としてのし上がってきていた日本の国際的銀行を確実に抑え込めるという「楽しみ」があったからである。(注 9) しかし日本の退潮がはっきりした以上、そして国際金融上の危機が遠のいてみれば、この緊急事態を継続する必要は欧米の国際的銀行にはもはやないのではないか。バーゼル合意にも様変わりが起こる状況が起っていたと考えてよいと思うのである。

5. 資本比率の基礎になる銀行資産をリスクのウエイト付けをしたものにしていることの合理性について。

このリスクウエイトの付け方については、既に当初から不満の声が出ていた。その不満は特に、民間信用については一律にリスク 100 パーセントとしている点に向けられていた。また、銀行が分散投資をしていることによってリスクが軽減されていることをまったく配慮していないと

いう不満の声も強かった。この点について詳しく協議する余裕が当時の BIS にはなかったということだろう。

6. 資本比率の基礎になる銀行資本の計算方式の合理性について。

もし資本比率規制を国際的銀行業の真の安定を意図するものとして理解するのなら、その内容を基本的な資本金項目に限るべきである。株式市場の動搖があればたちまちにして揺らぐような補完的資本金項目、いわゆる株式含み益が含まれる項目、を外すべきである。

しかしもしそのように当初から設定してしまえば、戦後伝統的に含み益を資本金の主たる部分として営業してきた日本の銀行は BIS 協約に参加することが難しくなる。そこで米英日三国による資本比率規制案の原案が成立したときに、日本は補完的資本金項目を加えるように強く主張したということである。これを呑んだ米英側には、いずれこの原案を BIS に持ち込んで欧州の加盟国に提示するさいに、ドイツが補完的資本項目を入れた資本規定には強く反対するだろうという読みもあって、原案に日本を加えたということである。もしそうであるとすれば、補完的項目というものが協約にうたわれる理由の一端がよく理解できる。(注 10)

ところで日本同様に含み益を多く抱えていたドイツは、しかし BIS 協約を実施するに際しては、補完的資本金項目を除外して行った。(注 11) 日本はこのようなドイツの行動にもっと注目すべきであった。補完的項目は元来過渡的なものである。当初はある程度やむをえないものであつたとしても、早晚廃止すべきものである。日本国内では早々に補完資本金項目を外す方向で考え、国際的にもこの項目の廃止を日本から提案するようすべきである。

7. 何故資本比率 8 パーセントなのか。

それなりの合理的な根拠もあるのか。私はなかつたと考える。(注 12) 1987 年中に BIS 加盟国間で何度も交渉がなされているが、そのすべての経過が明らかになっているわけではない。そこで今のところはこれをある種の妥協の産物であるとみるしかない。そして一旦成立した協約についてこの 8 パーセントの合理性を議論する声も滅多に聞かれない。

(注 13)

8. バーゼル合意の行方。

既に銀行資産中から銀行自体の方針によって分散投資の結果減少したリスクを顧慮する改訂が成立し、1998 年から実行されようとしている。これにどのていどの理屈があるかをにわかに論ずるのは難しいが、ただいえることは、これは資本金によるリスクカバーとは基準を異にするリスクカバーであり、この新しく立てられた基準によって必要資本金が減少するという関係にある以上、バーゼル合意は今ではダブル・スタンダードになったといいう。もともとバーゼル合意そのものが過渡的であったが、そのような過渡性がこの新たに追加される基準によって一層はつきりしてきたのではないか。(注 14) (注 15)

つまり、どのような規定といえども、本来的に銀行資本の理想的な安定性を約束しうるものではない。これは初めから分かりきったことである。比較的に理にかなった規定と、そのような理を認めがたい規定という相対性の中において理解する必要がある。そもそもが、民間の銀行が多国籍銀行となつたために、国内の通貨秩序のような前提のない国際金融の世界に飛び出したという事情がある。多国籍銀行がいきなり制度的リスクを背負わされているわけだが、このような事情は整つた中央銀行制度の下でも 19 世紀の為替銀行以来幾多の困難を抱えながら続いていた。(注 16) それが今日変動相場制なるほとんどの無秩序の下で質的量的に拡大した。事態はいくつかの規定で安定させうるものではない。しかし安定を求めて制度が変化を続ける過程で、公衆がその利益をむざむざ失わないように事態を監視すべきであろう。(注 17)

[注]

注 1 BIS 規制という表現

the Basle Capital Accord, the capital adequacy standard, the BIS capital adequacy requirements, the Basle Capital Rules, the Basle Capital Standard など。英米のこの問題に関する論説であれば、上記のような表現になる。本稿でも主として「バーゼル合意」the Basle Capital Accord という表現を用いることにしたい。

バーゼル合意はその合意のオリジナル文書（1988 年のバーゼル・アコード）を刊行したバーゼル委員会が、この内容で G 10 の国際的銀行業を監督するというのではない。この合意文書に従って各国の金融当局が自国の国際的銀行業の資本比率を規制することになるのだ。

規制だの合意だの協約だの、いろいろな言葉が使われているが、その表面のニュアンスに引きずられることなく、もともとはどのような趣旨かという点から慎重に判断すべきことである。

注 2 バーゼル合意の隠れた目的

バーゼル合意に記された目的の他に、次のように本音を述べている人がいる。

バーゼル合意の究極の目的は日本の銀行の楽な財務構造とそれによる国際貸し出しの急伸を止めるのにあった、とワグスター氏はごく最近の論説の冒頭で述べている。(John D. Wagster, Impact of the 1988 Basle Accord on international banks, Journal of Finance, September 1996)

注 3 バーゼル合意が適用される日本国内の銀行の範囲

海外拠点すなわち海外支店または海外現地法人をもつ銀行。

1987 年 9 月の時点で、この条件に該当するとみられる日本の銀行は、都銀に 13 行、長期信用銀行に 3 行、信託銀行に 7 行、地銀に 8 行、合計 31 行あるとみられていた。すなわち都銀では、第一勵業銀行、住友、富士、三菱、三和、東海、三井、太陽神戸、大和、東京、協和、埼玉、拓銀。長期信用銀行では、興銀、長銀、日債銀。信託銀行では、三菱、住友、三井、安田、東洋、中央、日本。地銀では、横浜、北陸、千葉、静岡、福岡、八十二、山口、百十四。これらは海外支店をもつ銀行である。(諸谷硯児「BIS 銀行自己資本規制とその邦銀へのインパクト」、桃山学院大学「経済経営論集」1989 年 3 月、第 30 卷第 4 号、208-209 ページ)

しかし EU (European Union) の場合には、このバーゼル合意同様の基準を、国内の（つまり域内の）あらゆる金融機関に課している。(Claudia Dziobek, Olivier Frecaut, and Maria Nietro, Non-G-10 countries and the Basle Capital rules: How tough a challenge is it to join The Basle club? IMF Paper on Policy Analysis and Assessment, March 1995)

なお、営業が国内限りの銀行については各国の金融当局は 8 パーセントという自己資本比率規制の適用対象から外してもよいと定めていた。日本の大蔵省は国内限りの銀行については適用対象から外し、4 パーセントの比率を指定した。

注 4 バーゼル合意について、スタンダードな説明は何に書いてあるか

Basle Capital Accord, 自己資本の対資産比率についての最初の協約, のオリジナル・フォームは, バーゼル銀行監督委員会 Basle Committee on Banking Supervision, 資本の計算方法とその比率に関する国際合意 International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards という 19 ページと 4 付録の文書として, 1988 年 7 月に刊行された。

オリジナルを刊行した時の委員会名称は, the Committee on Banking Regulations and Supervisory Practices といったが, 1990 年に the Basle Committee on Banking Supervision と改名した。この委員会はスイスのバーゼル Basle にある BIS (the Bank for International Settlements) で会合するが, BIS の一部ではない。

このオリジナルは BIS のホームページから容易に入手できる。

このオリジナルは, 次のように邦文に訳されている。BIS 銀行規制監督委員会(日本銀行仮訳)「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」, 「金融」1988 年 8 月号, 30-45 ページ。

東洋経済新報社「金融辞典」(1994 年 3 月)で, 「諸比率規制と銀行経営」(神崎 隆)を引くと, BIS 規制についてのわかりやすい説明が載っている。

大蔵省国際金融局が年々刊行している「大蔵省国際金融局年報(金融財政事情研究会発行)」中の「自己資本比率規制の国際的統一と為銀の対外取引に関するガイドライン」の中には, 現在有効な BIS 規制の内容の説明が載っている。(この刊行物は 1996 年からは「国際金融年報」と改題された。)

注 5 公的規制という立場

銀行業は公共性の高い営業分野である。銀行業が預金者という公衆の利益を守るように金融安定性を維持するとともに, 経済の安定的成長を支えるような公的規制を, 公衆が加える必要がある。銀行という私企業がそのままの姿で自ずと公益を実現するものとはとても思えないからである。国際的銀行業務を行う銀行に課されるバーゼル合意による資本比率は, 明らかに上記のような性質の公的規制の一つである。

銀行業に課される公的規制は, 一般に安全性・健全性の規制, 資産規制, 公的投資の三つの領域で行われるという。バーゼル合意はこの三つの領域にまたがっている。

公共的規制が働かない姿でいわゆる競争障壁の排除を行えば, 金融システムの安全性は危うくなり, このような金融システムの動搖は最終的には, 経済力・政治力が容認できないほどの集中をもたらすであろう。

(上記のような銀行業公的規制にかんする議論については, M.F. ウォルフ

ソン著、野下保利ほか訳「金融恐慌——戦後アメリカの経験」1995 年、日本経済評論社。原著 Martin H. Wolfson, Financial Crises—Understanding the Postwar U.S. Experience, M.E. Sharpe, 1994 に依っている。特に最後のパラグラフについては、訳書のほうにしか載っていない補論「金融システム改革への展望」350-351 ページを参照せよ。)

注 6 我が国には公衆的討論があったのか

大蔵省と日本銀行から 1988 年バーゼル合意の内容が世間に提示され、このときに BIS 規制という表現が日本に定着した。しかしこういう内容が公衆によって討論されるというような場面が日本でどれほどあったろうか。米国では下院で討論しているが、日本の議会はどうか。民間の銀行家も自由に意見を述べるという気風が作れたか。この問題の経過を資料で振り返ってみると、欧米では銀行家がさかんに発言している。資本比率を実施すべき主体が銀行である以上、銀行が意見を述べるのは当然である。

注 7 BIS という機関

BIS 規制関係の資料中では、宅和公志「ドイツ賠償問題と BIS の創設」、日本大学商学研究会「商学集志」1989 年 3 月、第 58 卷第 3、4 合併号、を参照せよ。

注 8 8 パーセントの資本比率は銀行経営にとって極めて厳しい

今 1991 年 3 月末期の日本の銀行の場合を例として、8 パーセントの資本比率が銀行の経営にとってどんなに厳しい現実を意味するかを示してみよう。

仮にその銀行が現在 8 パーセントの資本比率を達成していたとしても、そのレベルを維持し続けるのは容易なことではない。

今その銀行は、増資もせず、株式含み益の取得もせず、資産の圧縮もないという前提で考えるものとする。

銀行が 8 パーセントの資本比率を維持しつづけるためには、銀行の貸し出し（資産）の利益率を最低でも 16 パーセントで維持しなければならないことになる。そのような高い利益率は日本国内ではとうてい不可能である。さりとて、海外との取引では日本国内よりも遙かに低収益であった。

そこで銀行がすることはただ一つしかない。現実には日本の銀行は増資、株式含み益の取得、あるいは資産の圧縮によって、このような経営危機に対応することになる。このことは銀行信用を極端に収縮する方向に向かうしかないであろう。

（久水宏之「世界の新秩序と BIS 規制」、「国際金融」1992 年 2 月 15 日号）

注 9 邦銀の国際業務の急成長を抑えるというたくらみ

たとえば、米国の銀行業がグラス・スティーガル法による米国内の古い銀行規制に縛られている間に、米国の銀行業は海外からの強力な競争に出会っている例として、日本とドイツの巨大規模の銀行から受けている競争を挙げている。米国の銀行はこれほどの資産規模をもてないから、このままでは競争できないとローゼンbaum氏はいう。(Amy Rosenbaum, Throwing stones at Glass-Steagall houses, Futures; Cedar Falls, Iowa, August 1990)

バーゼル合意は結局日独の銀行の資産圧縮をもたらすことによって、上記のような米国銀行の不満を和らげたことになるだろう。

イギリスが金融帝国になるのに 100 年かかった。アメリカがイギリスを凌ぐのに 50 年かかった。ところが日本たるや、たった 5 年でアメリカを追い抜こうとしているとズッカーマン氏はいう。(Mortimer B. Zuckerman, Time to bank on the future, U.S. News & World Report, July 10, 1989)

確かに 1985 年から 1990 年までの日本の対外投資の伸びはずさまじかった。もちろん 1990 年以降は段々下火になっている。

米国の銀行の国際的活躍について、日欧の銀行に対抗できる規模の銀行は米国には CitiCorp しかなく、たとえば、日本の住友銀行一行だけで米国の 23 の銀行持ち株会社の資産と対抗しており、日本の野村証券は米国の Merrill Lynch の 20 倍の規模である。このようなありさまであるから、今では東京市場の取り扱い額がニューヨーク市場を凌ぐようになった、とズッカーマン氏はいう。(Zuckerman, ibid)

これは今となってはすっかり過去の思い出である。当時既にズッカーマン氏も知っていたように、日本の金融機関の収益率は米国より格段に低かった。なおかつズッカーマン氏が当時の日本の金融機関の規模の大きさに恐怖感をもっていたことは記憶されてよい。ズッカーマン氏の米国銀行の国際的活躍に関する主張は、特に米国内では難しい金融業の分散投資と金融業の国境を越えた融合である。

また、ワグスター氏は、バーゼル合意がなされるまでの緊迫した過程で、日本以外の国々の銀行は、この合意が自分たちの非常なコスト負担になるということを知りながら、この合意によって日本の銀行の国際業務の急拡大を抑えることができるという利点があることを知っていて、合意の厳しさに反対しなかった、というバーゼル合意についての批評を紹介している。(John D. Wagster, Impact of the 1988 Basle Accord on international banks, Journal of Finance, September 1996)

Economist 誌の 1994 年 5 月 28 日号では、「釣り合いがとれていない資

本比率基準」という題で、バーゼル合意実施の結果生じている不釣り合いの中に、日本の銀行が資本を安く調達できるので他の国々に比べて不公平という批判と、銀行に比べてノン・バンクはバーゼル合意の対象ではないので不公平という批判を数えている。日本の銀行を押さえつけることそれ自体がバーゼル合意の本当の目的であったように聞こえると述べている。

もっとも、日本の銀行は強い円建て、信用状も資産に入れているためもあって資産規模は大きいが、利益率が非常に小さいから、アメリカの銀行に比べて日本の銀行が絶対によいとは言えない。日本の銀行 자체がこれから利益率を上げるように経営方針を変えるだろう、とアイザック氏は言っている。(William M. Isaac, Is bigger better? Financial World, July 24, 1990)

Economist 誌の 1990 年 2 月 10 日号では、これまでの 3 年間で日本の銀行は驚くほど大規模の株式や転換社債の発行によってバーゼル合意の基準に達するほどの資本を充実してしまった。そして今年に入ってからの円の急速な値上がりによって資産価値を増加させている。だからこれから 1—2 年は日本の銀行の国際進出が目覚しくなるのではないか、と述べ、欧米の銀行が日本の銀行の国際進出を抑えられると踏んでいたバーゼル合意もあまり効果を發揮していない、としている。

テレル氏らは 1980 年代の日本の銀行がいかに急速に国際業務を伸ばしてきたかという数値入りの詳しいレポートを書いた。とても引用する気になれない最近の記憶である。(Henry S. Terrell, Robert S. Dohner, and Barbara R. Lowrey, The activities of Japanese banks in the United Kingdom and in the United States, 1980-88., Federal Reserve Bulletin, February 1990)

英米の生々しい論説はバーゼル合意の議論に際して日本では今まであからさまに引用されたことは少なかった。なにしろ英米のジャーナリズムは日本のそれと比べてもどぎついものが多い。しかしそこに一片の真理が窺えれば、その点にのみ学べばよい。

注 10 バーゼル合意原案への日本の参加

1987 年 1 月 8 日に「一次資本および自己資本充実度評価に関する米国銀行監督機関とイギリス銀行の合同提案」という米英両国の金融当局による合同提案が発表された。これが後のバーゼル合意につながる最初の原案である。日本は 1987 年中にこの米英合同提案への参加を求められ、9 月頃に、自己資本の中に株式含み益を入れるという妥協案を原案に盛り込ませながら、原案に参加することになった。同じ頃、アメリカもまた、第三

世界向けの焦げ付き債権の貸し付け引当金を自己資本に盛り込むという妥協案を原案に付け加えさせている。

このような三国提案をもとにして、1987年12月にBISのクック委員会は討議用ペーパー「自己資本の測定と標準に関する国際的統一化への提言」を公表。その後約半年間BISクック委員会での討議が続いた。そして原案に修正を加えた「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」報告書が1988年7月11日のBIS総裁会議での最終合意を受けて発表されるに至った。これがバーゼル合意である。日本ではBIS規制の名で呼ばれることが多い。

(落谷硯児「BIS銀行資本規制とその邦銀へのインパクト」桃山学院大学「経済経営論集」1989年3月、第30巻第4号、特に191-195ページ)

(渡邊紀生「BIS規制の会計的問題」、「証券経済」第189号、1994年9月、特に48-54ページ)

上記の米英合同提案については、村上 兜「自己資本比率指導に関する米・英合同提案について」、「金融」1987年3月号、12-19ページで、詳しい論評が加えられている。また、米英共同提案の邦訳については、「アメリカ合衆国連邦銀行監督機関およびイングランド銀行の一次資本および自己資本充実度評価にかかる合意提案」、「金融」1987年3月号、20-26ページに掲載されている。

上記のBISクック委員会討議用ペーパーは、次のように邦訳されている。BIS銀行規制監督委員会協議用資料(日本銀行仮訳)「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化への提言」、「金融」1988年2月号20-33ページ。

注 11 ドイツのBIS規制への対応では、日本と違って、資本の規定から補完項目を外している。スイスとフランスは日本同様に補完項目も加えている。(George McKenzie and Stephen Thomas, Financial Instability and the International Debt Problem, Macmillan, pp.170-1)

注 12 何故8パーセントと決まったのか

8パーセントという資本比率は政治的折衝に際しての妥協にすぎないので、その数字の合理性についてさほどの根拠はない。(IMF内で専門家の意見を聞いたところでは、8パーセントという数字についてはこんなところだろうと、IMF勤務のMike Buchanan氏から知らされてきた。氏はバーゼル合意についての私の疑問を聞いてくれ、私の研究を励ましててくれた。一言謝辞を述べたい。)私が諸資料に当たってみた結果でも、8パーセントの根拠を示したものはない。

注 13 8 パーセント以外の主張

8 パーセントより大きくせよという主張があるのみである。もちろん、銀行の安定性を考えるとともに 8 パーセントでは安心できないという趣旨である。8 パーセントよりも少なくてよいという主張は、希であり、他の事情を持ち出してなされるしかないようだ。アメリカでは 10—12 パーセントの主張が当然のように行われている。

(久水宏之「BIS 規制について」、「国際金融」1992 年 12 月 15 日号)

注 14 銀行独自の資産モデルにより資産のリスクを軽減する改定

この改定が 1998 年から実施されることになっている。

銀行資産中のある部分について、それ自体のリスクをなくするようなモデルを銀行が考案すれば、BIS がそのモデルを審査した上でそのモデルに相当する分の資産を控除し、残余の資産について 8 パーセント以上の自己資本比率を維持するように認めるというのである。代替的に BIS 自身もモデルを用意している。

本稿ではこの件は議論せず、次の原稿での取組みを期したい。ただ、この考え方方は最初の合意について、二重の基準（ダブル・スタンダード）の導入を意味しはしないかとだけ指摘しておきたい。

注 15 銀行のポートフォリオ・モデルによって資産のリスクを取り除くという考え方

投資モデルのリスク・フリーな性質というのは、最近 20 年間、とりわけここ 10 年間の米英における金融経済学、格別にはポートフォリオの議論によって支えられてきたものである。1997 年度ノーベル経済学賞が授与されたロバート・マートンとマイロン・ショールズで有名になったブラック・ショールズ投資モデルは、そのようなリスク・フリーなモデルにかわる代表的なものである。

ただこのようなものが絶対的な世界標準であるには、まだまだ距離がある。分散投資によるリスク軽減の働きが多少なりともありうることは間違いないが、このような方程式がオールマイティな、自動的なものであるなどということは絶対にありえない。

このような式には式が成立する前提というものが必ずある。たとえばブラック・ショールズ投資モデルの場合には、「期待しうる市場」というものを前提としているが、この「期待しうる市場」なるものはどうやら英米以外には期待できない市場のようである。10 年前のブラックマンディと今回のブルーフライディと、私たちはニューヨーク株式市場が暴落の日に不連続になったのをおぼえているが、英米市場でも 10 年に一度の割で市場の不

連續が起こるようなことは、この手の投資モデルにとって想定しがたい前提ではないのか。(たとえば Robert C. Radcliffe, Investment, Herper Collins, 1990. pp.600-606)

本稿ではこの問題には触れない。次回を期している。

注 16 19世紀金銀複本位制下の為替銀行の困難以来の問題

さしつけ私の書いた「日本の金本位制時代」(日本經濟評論社, 1981年)という本の中にあるところの、金銀比価の下での為替銀行の困難を一読されよ。現今の変動為替相場制は制度の枠としては金本位国と銀本位国の間の自由な取引となんら異なるところはない。

注 17 リスク総量は減少しない。移転されるだけである

最近の国際金融市场で市場参加者がデリバティブ取引などによるリスク分散・リスク回避の行動をますます頻繁にとるようになっているが、このようなリスク分散・リスク回避は個々の取引主体については言えたとしても、市場に現れる金融商品のリスクの総量は決して減少しない。だからひとたび個々の取引主体の視点から離れて、国際金融全体の安定のために市場に現れるリスクの全体を考えてこれを抑制するいわば公的な立場の判断が必要となる。国際金融取引に対する国際的な公的規制の重要な基準の一つは明らかにこの点に存する。バーゼル合意は多国籍銀行の資本比率を規制するという手段によって、国際金融取引における極めて枢要な取引を質量双方の見地からみて行っている多国籍銀行の信用拡張を抑制することによって、国際金融安定の効果を現そうとしている。

ここでいう「極めて枢要な取引」とは、多国籍銀行が行うところの対顧客取引、銀行間取引、公的機関との取引という三面の取引を指している。また、上記にいうリスクとは、信用リスク(銀行の貸し倒れリスク)とその他のリスクに分かれる。その他リスクとは為替リスク(これも一種の市場リスクとみることもできる)、金利リスク、市場リスク(価格そのものに関するリスク)である。この中で 1988 年バーゼル合意が対応しようとしているリスクは主として信用リスクであるが、その後の補足・改定によってその他リスクが大きく考慮されるようになってきている。しかし、信用リスクとその他リスクを同じような議論の次元で扱っていいものかどうかという大きな疑問が残る。

Abstract

Ten years Turmoil Caused by BIS Accord

Hitoshi KOJIMA

Since the 1988 BIS (Bank for International Settlement) Accord was enacted, all Japanese banks have been struggling to reach the capital adequacy level prescribed by the terms in the Accord. So I have raised certain issues about the Accord and summarized conclusions in this paper.

My queries are as follows:

- Q1. Has this Accord had sufficient public debate in Japan?
- Q2. Is it fair for non-U.S. overseas banks to negotiate the international banking capital adequacy funds without evaluating the international currency system? The U.S. dollar is the de facto international currency at present so American Banks are protected from any losses when their overseas investments are conducted in dollar transactions.
However, non-U.S. banks face daily risks under these conditions.
- Q3. How can BIS deal with this banking capital adequacy problem?
- Q4. Why were the terms of Asset and Capital so restrictive?
- Q5. Why were these regulations applied toward banks so soon?
- Q6. What is the reasoning behind the 8% capital asset ratio?
- Q7. In what directions will the current BIS Accord go?